

2013年1月31日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員3名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、高度な法的、医学的判断を要する場合等における判断の公平性、適切性の確保をはかっています。

2012年7月から2012年12月までの間に支払審査委員会を5回開催し、計24件の事案を審査しました。このうち、お支払いに該当しないと判断した事案は5件でした。

主な事案の概要は次の通りです。

審査した事案の概要（主なもの）

事由	保険の種類	事案の概要
事故と死亡との因果関係	傷害保険	自宅階段で転倒、左股関節骨折の傷害を被り、その後慢性腎不全増悪により死亡した被保険者の死亡保険金の請求です。調査確認等の結果、転倒による骨折は軽微であり、死亡に至る程度のものではないことから、事故と死亡との間に因果関係は認められないとして、 <u>お支払いに該当しないと判断</u> しました。
事故と死亡との因果関係	自動車保険 (人身傷害補償保険)	二度の自損事故により頸髄損傷を被り、その後、入院中に急性心筋梗塞により死亡した被保険者の死亡保険金の請求です。調査確認等の結果、事故発生以前に急性冠症候群を発症しており、本件事故による外傷で死亡したのではなく、事故と死亡との間に因果関係は認められないとして、 <u>お支払に該当しないと判断</u> しました。
事故と傷害との因果関係	自動車保険 (人身傷害補償保険)	見通しのよい直線道路を走行中に突然意識を失い、中央分離帯に衝突する自損事故により、くも膜下出血と診断された被保険者の保険金請求です。調査確認等の結果、くも膜下出血は本件事故に先行して発症した可能性が高く非外傷性と判断、また、被保険者には主だった外傷もないことから、事故と傷害との間に因果関係がないとして、 <u>お支払いに該当しないと判断</u> しました。
事故と傷害との因果関係	自動車保険 (自損事故危険担保特約)	バイクのタイヤが溝にはまり転倒し、右膝関節擦過傷の傷害を被り、その後、脳梗塞による左半身麻痺により後遺障害等級第1級の認定を受けた被保険者の後遺障害保険金請求です。調査確認等の結果、外傷による脳梗塞ではなく事故と傷害の間に因果関係がないとして、 <u>お支払いに該当しないと判断</u> しました。